第五条第一項第五号中「とする」の下に「次のイ又はロに掲げる」を加え、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者　当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　食品関連事業者であって、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの　当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第五条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）」を削り、「農林水産大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合　農林水産大臣

二　指定都市の長が都道府県内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合　当該都道府県の知事

三　都道府県知事が指定都市内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合　当該指定都市の長

第五条第五項中「特定食品関連事業者又は」を「次の各号に掲げる食品関連事業者又は」に、「特定食品関連事業者が」を「食品関連事業者が」に、「都道府県知事」を「者」に改め、「を当該」の下に「食品関連事業者の区分に応じ当該各号に定める」を加え、同項に次の各号を加える。

一　都道府県内食品関連事業者　当該都道府県の知事

二　指定都市内食品関連事業者　当該指定都市の長

第五条第六項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第七項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「農林水産大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合　農林水産大臣及び当該指定都市の長

二　指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合　農林水産大臣及び当該都道府県の知事

三　前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合　農林水産大臣

第五条第八項中「都道府県知事」の下に「若しくは指定都市の長」を加える。

第六条第一項中「都道府県知事が」を「者が」に改め、同項第一号中「いずれも特定食品関連事業者」を「いずれも都道府県内食品関連事業者又は指定都市内食品関連事業者」に、「当該特定食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　都道府県内食品関連事業者　当該都道府県の知事

ロ　指定都市内食品関連事業者　当該指定都市の長

第六条第一項第二号中「前号に定める都道府県知事」を「前号イ又はロに定める者」に改め、「（いずれも特定食品関連事業者に関するものに限る。）」を削り、「当該都道府県知事」を「次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　都道府県内食品関連事業者　当該都道府県の知事

ロ　指定都市内食品関連事業者　当該指定都市の長

第六条第一項第三号中「当該」を「次のイ又はロに掲げる」に、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者　当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　食品関連事業者であって、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの　当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあっては、法第六条の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）

第六条第一項第四号中「当該」を「次のイ又はロに掲げる」に、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であって、ロに掲げる事業者以外のもの　当該食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であって、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの　当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第六条第一項第五号中「の場所の所在地を管轄する都道府県知事」を「に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げる場所以外の場所　当該場所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　指定都市の区域内の場所　当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第六条第一項第六号中「とする」の下に「次のイ又はロに掲げる」を加え、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者　当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　食品関連事業者であって、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの　当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第六条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）」を削り、「消費者庁長官」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合　消費者庁長官

二　指定都市の長が都道府県内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合　当該都道府県の知事

三　都道府県知事が指定都市内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合　当該指定都市の長

第六条第五項中「特定食品関連事業者又は」を「次の各号に掲げる食品関連事業者又は」に、「特定食品関連事業者が」を「食品関連事業者が」に、「都道府県知事」を「者」に改め、「を当該」の下に「食品関連事業者の区分に応じ当該各号に定める」を加え、同項に次の各号を加える。

一　都道府県内食品関連事業者　当該都道府県の知事

二　指定都市内食品関連事業者　当該指定都市の長

第六条第六項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第七項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「消費者庁長官」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合　消費者庁長官及び当該指定都市の長

二　指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合　消費者庁長官及び当該都道府県の知事

三　前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合　消費者庁長官

第六条第八項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。